

# お知らせ

～必ずお読み下さい～

## 工事費内訳書提出において無効等の事例について

標記について、競争参加資格条件の一項目として「工事費内訳書」の提出を求め、審査を行うこととしていますが、記載漏れ等の初步的なミスにより「無効等と判断された事例」が多発しています。

入札に関する説明資料（一般競争の入札説明書、工事希望型競争の技術資料提出依頼書等）には、「工事費内訳書」に関するする事項を記載しており、説明資料を熟読した上で、「工事費内訳書」を作成、提出されるようお知らせします。

（「取扱いについて」・「記載注意事項」（中国地方整備局）参照 [http://www.cgr.mlit.go.jp/hattyu/kouji\\_utiwake.htm](http://www.cgr.mlit.go.jp/hattyu/kouji_utiwake.htm)）

なお、下記に最近の岡山での無効・注意事例を紹介しますので、「中国地方整備局管内」での事例とあわせ注意をしてください。

### 【無効事例抜粋】

- 発注者名・工事名・業者名の記載が無く案件の特定ができない。
- 指名通知書等で指示された項目を満たしていない。（細別の一部の記載無し。）
- 指名通知書等で指示された項目を満たしていない。（細別の一部の単価・金額の記載無し。）
- 指名通知書等で指示された項目を満たしていない。（工事区分～細別の記載無し。）
- 細別の一部に不明な金額が記載。

### 【注意事例抜粋】

- 発注者名（事務所名のみ記載）代表者名記載無し。
- 発注者名（〇〇局）記載誤り。または、発注者名記載無し。
- JV名記載無し。
- 発注者名・代表者名記載無し。
- 発注者名・業者名記載無し。
- 発注者名・企業体名・代表者名記載無し。
- 発注者名が適切でない・（会社）住所の記載無し。
- 業者名（商号、住所、代表者名）の記載無し。

\* 但し、注意の場合でも、同一の契約担当官で2回目以降は無効となります。

中国地方整備局 岡山国道事務所、岡山河川事務所、苦田ダム管理所

## 工事費内訳書の提出を求める工事の取り扱いについて

### 紙入札での注意事項

入札書の日付は提出期限以前の持参した日を記入することになります。  
※開札日を記入した入札書又は日付が無記入の入札書は無効となります。

### 紙入札・電子入札での注意事項

#### 工事費内訳書の記載の注意事項について

工事費内訳書の記載については、指名通知書等・別紙の工事費内訳書記載注意事項を熟読し、記載事項を確認のうえ提出願います。

分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 ○○事務所長 ○○ ○○ 殿 ← (分任官契約の場合)	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 ○○ ○○ 殿 ← (本官契約の場合)
[ ] は記載がなければ無効となります。	
○○○○○○○○○工事 工事費内訳書	各項目は正確に記載してください。
住所 ○○○○建設(株) 代表者 ○○ ○○	代表者印

※押印がなければ無効となります。(電子入札システムでの提出を除く)  
※代表者は、役職名をお願いします。(取締役社長など)

※発注者名・発注案件名・提出業者名の項目が無記名又は誤りがあれば無効となります。

## 工事費内訳書の記載注意事項

本工事の入札参加者は、第1回目の入札書提出時に以下の内容で作成した工事費内訳書ファイル（PDF形式またはExcel形式で作成）を添付し、同時送付すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は入札書提出期限までに、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

工事費内訳書の記載項目等については、入札説明書・指名通知書に従い、数量総括表に掲げる工事区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を少なくとも表示したもの（様式自由。ただし、発注者名、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載する。）とする。（営繕工事の工事費内訳書の記載項目等については、入札説明書・指名通知書に従い、記載するものとする。）

入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、契約担当官等（これらの者の者の補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

また、工事費内訳書が、別表各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第6条第9号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

提出された工事費内訳書は必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

工事費内訳書については返却しないものとする。

別表

1 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)
	(6) 内訳書が特定できない場合
	(7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合 (2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合 (2) 発注案件名に誤りがある場合 (3) 提出業者名に誤りがある場合 (4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合	